

第1章 今、なぜ100年の未来構想が必要か

(1) 歴史と展望

明治の開国を機に、我が国は一気に、そして大胆に近代化の道を切り開きました。自由民権や殖産興業などの国家規模の変革と並んで、人々の生活や文化、ライフスタイルの隅々まで欧米の色濃い文明の風が吹き込んだのもこの時代からのことです。

「働くこと」と「休むこと」を合理的に振り分け日曜日や夏休みを制度として取り入れたのも居留する外国人の先導によるものでしたが、その中の一人カナダ生まれの英國聖公会宣教師アレキサンダー・クロフト・ショー^{※1}が、1886年（明治19年）に初めてこの地を訪れて、その風土の魅力を国内外に紹介したことから、避暑地軽井沢の歴史が始まります。

やがて大正デモクラシーの格好の舞台として評価が高まった軽井沢は、日本の文人、知識人、政治家を交えたハイレベルサロンとして人気を集め、夏の文化拠点としての役割を高めました。

第2次世界大戦を経て、軽井沢が再び注目の避暑地となり、戦後の経済成長の波に乗って、政界や財界人を中心とした我が国有数の高級別荘地として発展しました。

しかし、その反面、新幹線の開業や高速道路の開通、さらには大衆化するテニスやゴルフの人気に乗った時代、増床を続けるショッピングモールの日帰り観光客や近隣国からの激安ツアー客らの增加など、軽井沢というブランドがもたらす観光客、来町者は量的にも質的にも移り変わりを続けています。

2015年（平成27年）の北陸新幹線の長野・金沢間の開業も手伝って、ますます増幅して行くことが想定されるこうした変化は、軽井沢の名声を維持するうえで好機でありながら、また危険な状況でもあり、それらの兼ね合いを見極めながら次の100年を展望する高い視点が求められています。

用語解説

※1：アレキサンダー・クロフト・ショー

軽井沢の避暑地の礎を築いた人物。明治19年の初来訪で、軽井沢の風景や気候に魅了され、同21年には旧軽井沢に別荘を建て、知人の宣教師らに軽井沢の魅力を広く紹介した。

(2) 風土の多様性と主体性

地方の小都市としては珍しく、その地域内に多様な風景と文化そして物語を包み込んでいる軽井沢は、その風土的多様性こそ大きな資源であり、その魅力を再発見し、引き継ぐ権利は地元住民の手にあります。しかし、そもそも外国人による価値評価によって誕生したこの別荘地においては、その後長い間、来訪する外国人や日本の上流社会人層の別荘住民の生活全般を地元住民が手助けするという関係が定着しました。

それが軽井沢発展の原動力となってきたのも事実ですが、しかし、その関係はすでに終わりました。代わって登場すべき考え方は、住民が主体になった地域経営であり、後述する『風土自治』という考え方です。

今後は、何よりもその責務を自覚した町民自身の自治の気概によって未来は展望されるはずです。その類い稀な風土遺産を生かし、軽井沢を愛する別荘住民と手を携えていって欲しいものです。

(3) 軽井沢の原風景と今後

浅間山の裾野に広がる草地と湿地、その間に点在するナラが混じりあった原生林が第1次原風景でしょう。

明治期に入って殖産興業の動きが台頭し、その一環として、植林されたカラマツの一斉林が第2次原風景となり、現在も風景の中心になっています。やや暗い印象の旧軽井沢地区の別荘地などはその名残ですが、この植生の将来を考える必要があります。

教条主義的な自然保護から動的な生命共同体思想へ移行するなかで、創造的に把え直されるべきであり、一斉林から混交林への切り替えも検討の対象にすべきです。

また、箱根や日光、野尻湖のように別荘地と湖の関係は切っても切れません。雲場池や塩沢湖だけに頼らず、もう一つの水場、浅間山の水流としての湯川や点在する湿原を、新しい景観や観光の資源とするなどの工夫が求められます。

特に景観行政について軽井沢町は、自然保護対策要綱^{※2}によって厳しい規制を実施し、指導と誘導による努力で他の自治体に抜きん出た成果を上げてきています。

しかし、規制とは原理的に異なるデザイン創造という分野での意識は成熟しておらず、国際親善文化観光都市^{※3}としての品位と調和

を備えるレベルには達していません。いまだ眠っている郷土の素質を、今後は時間をかけて、めりはりの効いたデザインとして磨き上げ、風土の面目を磨き上げる努力が望まれます。

(4) 高原保養都市への位置付け

大量消費型の団体観光や日帰りショッピング型観光客の増加は、観光地としての軽井沢の側面で押さえれば、大切なプラス要因ですが、長期的に見れば、抑制の効いた静謐で由緒ある軽井沢の本来の魅力を奪ってしまう恐れもあり、その功罪を冷静に比較検討すべき時期に来ています。

そこで軽井沢という都市の新しい将来像として「高原保養都市」という位置付けを再確認し、全国各地に点在する同様・同種の都市のリーダー的立場を保つためにも、創造参加型観光に着目し、文化、スポーツ、農業・酪農、民芸、手作り产品など、健康な生命力、豊かな大地の恵み、そして社会の絆に重点を置いた新しい保養と癒しのスタイルを開発・誘導すべきでしょう。

交通至便であり、首都圏との往復にも絶好の位置を占める軽井沢は、単なる高原保養都市としての役割を超えて、国内外の学会や会議をはじめ、各種のイベントや大会まで含めた国際的な会議都市としての機能も期待される時代です。

さらに、東京に一極的に集中している国の機能の一部の移転を受け入れることが可能です。

具体的には三権の一つである最高裁判所、近く新設が見込まれているスポーツ庁、都心にあって業務量が拡大している特許庁などが考えられます。なかでも最高裁判所は、首都機能の分散配置という考え方の動向如何によっては、誘致の可能性の高い国の機関と把えることができます。

用語解説

※2：自然保護対策要綱

軽井沢町の伝統とすぐれた自然を保持し、国際保健休養地としてのまちづくりを進めるため、昭和47年に告示された軽井沢町独自のルールである。これまで必要に応じてルールを厳しく改正し、無秩序な開発を未然に防ぐ成果を挙げてきている。

※3：国際親善文化観光都市

昭和26年に軽井沢町を単独の対象とした特別法に定められている。自然景観の美しさにとどまらず、国際親善に主眼をおいた文化都市であり、かつ観光都市としての建設を目指している。同様の特別法を持つ京都や奈良などの都市と連携している。